

境港市廃品回収推進団体奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃品回収を実施した団体に対し奨励金を交付し、市内の家庭等から出る再資源化可能な不要物（以下「資源物」という。）の再生利用を促し、併せ廃棄物の減量化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 廃品回収 市内において、次表に掲げる家庭等の資源物を集団で回収したものを、有価資源物として買い取り適正に再生利用できると市長が認める業者（以下「業者」という。）へ売却する行為をいう。

区 分	種 別
古 紙 類	新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック ほか
金 属 類	アルミニウム、鉄、銅 ほか
ビ ン 類 (再利用ビン)	酒、ビール等酒類 ジュース、コーラ等清涼飲料類 醤油等調味料類 ほか
そ の 他	ビンケース、衣類等業者が買い上げるもの

(2) 推進団体 自治会、老人クラブ、PTA、子供会等の地域的団体で、年間を通じ定期的に廃品回収活動を推進する団体をいう。

(日常的な廃品回収等)

第2条の2 推進団体は、日常的に廃品回収を行う場合は、次に掲げる事項を回収を行う場所に明示するとともに、当該事項及び回収を行う場所を当該推進団体の構成員に周知しなければならない。

(1) 回収を行う日時

(2) 回収する資源物

2 推進団体は、境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年境港市条例第20号）第19条第1項に規定する集積場所で廃品回収を行うときは、当該集積場所を同項の規定により排出される一般廃棄物と廃品回収において回収する資源物が明確に区別できるような状態にしなければならない。

(奨励金)

第3条 市長は、予算の範囲内において、業者への売却量に別表に掲げる単価を乗じた額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を、推進団体に奨励金として交付する。

(推進団体の届出及び奨励金の交付手続)

第4条 廃品回収を計画し、奨励金の交付を受けようとする推進団体は、毎年度の活動開始前に廃品回収推進団体届兼奨励金交付申請書（様式第1号）を市長へ届出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、審査の上、内容が適当であると認めるときは、廃品回収推進団体決定通知書兼奨励金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 推進団体は、前項の規定により決定を受けた内容について変更又は中止しようとするときは、あらかじめ廃品回収推進事業変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第5条 推進団体は、廃品回収の実施の都度、速やかに廃品回収実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に業者が証明した廃品回収引取証明書(様式第5号)を添付して市長に提出しなければならない。

(交付額の確定及び支払)

第6条 市長は、実績報告書を審査し、奨励金の交付を決定したときは、推進団体に廃品回収推進奨励金交付額確定通知書(様式第6号)を交付するものとする。

2 推進団体は、前項の規定により奨励金の額が確定した後に、奨励金の支払を請求しようとするときは、廃品回収推進奨励金支払請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により、奨励金の交付を受けた推進団体があったときは、その全部又は一部について返還を求めなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱施行期日前に実施された廃品回収については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に実施された廃品回収については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の境港市廃品回収推進団体奨励金交付要綱第4条の規定により交付決定を受けている推進団体は、改正後の境港市廃品回収推進団体奨励金交付要綱(以下「新要綱」という。)第4条の規定により交付決定を受けているものとみなす。この場合において、当該推進団体に交付する奨励金については、新要綱第3条の規定を適用する。

別表（第3条関係）

種 類		奨 励 金 単 価	
古 紙 類		1 キログラム当たり	5 円
金 属 類	アルミニウム 銅	1 キログラム当たり	1 5 円
	古 鉄 ほか	1 キログラム当たり	3 円
ビ ン 類 （再利用 ビン）	ビ ン	1 本当たり	3 円
そ の 他	ビンケース	1 箱当たり	5 0 円
	衣類 その他	1 キログラム当たり	3 円